

○宮城県議会傍聴規則

昭和三十五年三月二十五日
制定

宮城県議会傍聴規則をここに公布する。

宮城県議会傍聴規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第百三十条第三項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平一九議会規則二・一部改正)

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席 特別席及び記者席に分ける。

2 特別席は、県議会議員の職にあつた者の礼遇に関する条例(昭和三十四年宮城県条例第二十五号)第三条に規定する議員礼遇者、車椅子の使用者及び議長が特に必要と認める者の席とする。

3 記者席は、県政記者会に所属する報道関係者(以下「報道関係者」という。)の席とする。

4 一般席は、前二項に掲げる者以外の者の席とする。

(昭六一議会規則一・一部改正)

(傍聴券等の交付)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け、所持しなければならない。ただし、議員礼遇者記章を所持している者については、この限りでない。

(昭四四議会規則一・昭六一議会規則一・一部改正)

(傍聴券)

第四条 傍聴券の種別は、個人傍聴券及び団体傍聴券とする。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で、先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(昭六一議会規則一・平三〇議会規則一・一部改正)

(傍聴証)

第五条 傍聴証は、報道関係者及び県職員で議長が特に必要と認めるものに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間に限り傍聴することができる。

(昭四四議会規則一・追加、昭六一議会規則一・旧第四の二条繰下・一部改正)

(傍聴人の入場)

第六条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(昭四四議会規則一・一部改正)

(傍聴券等の提示)

第七条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(昭六一議会規則一・一部改正)

(傍聴券等の返還)

第八条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該期間が経過したときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(昭六一議会規則一・一部改正)

(一般席の定員)

第九条 一般席の定員は、百七十人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことができる。

(昭四四議会規則一・昭六一議会規則一・一部改正)

(議場への入場禁止)

第十条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(昭六一議会規則一・一部改正)

(傍聴席に入ることができない者)

第十一条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - 二 酒気を帯びていると認められる者
 - 三 異様な服装をしている者
 - 四 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - 五 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - 六 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 2 満十二歳未満の者は、議長の許可を得なければ、傍聴席に入ることができない。

(昭六一議会規則一・昭六三議会規則一・一部改正)

(傍聴人の守るべき事項)

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- 三 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 四 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

七 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の許可)

第十三条 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第十四条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十五条 法第三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 宮城県議会傍聴人取締規則(昭和二十二年五月二十二日制定)は廃止する。

附 則(昭和四十四年議会規則第一号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和六一年議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年議会規則第一号)

この規則は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附 則(平成一九年議会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年議会規則第一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。